

# 令和6年度 危機対応 指導マニュアル

## 江戸川区立松江第二中学校

いずれの場合も、担任・学年だけで抱え込むことなく、校長・副校長の指示・指導のもと、報告・連絡・相談を密にして、職員でベストな対応・指導を考え、保護者や関係諸機関と連携しながら、全職員が一致団結して取り組む。

<b>不審者の対応</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発見者は直ちに職員室に連絡。→校長・副校長・生活指導主任へ連絡</li> <li>②空きの職員が複数(なるべく多数)で対応。→一般生徒の動揺も抑える。 ○男性教員が対応、女性教員は本校生徒を指導する。原則として校内に入れれない。 ●氏名・学校名・用件など聞き、速やかにお引き取り願う。</li> <li>③他校生の場合は、関係校に至急連絡、来校を要請する。(→生活指導主任または副校長)</li> <li>④教員で対応できない場合は、校長判断で110番通報をする。警察への通報を躊躇しない。 通報は、原則的に校長・副校長・生活指導主任がするが、その場の状況により判断する。</li> <li>⑤不法侵入の場合は即110番通報する。</li> </ul>
<b>非常ベルが鳴った時</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副校長・生活指導主任はどの位置で押されたかを、主事室で確認する。 同時に近くの教員は現場に直行し、火災の状況を確認する。 →全校生徒校庭に避難。副校長、または、生活指導主任が事実を伝える。</li> <li>①<b>本当の火災の場合</b> 通常の訓練通りに避難誘導し、安全を確認する。小火程度の時には消火に努める。 いずれの場合も消防署に連絡をする。(大火の時には119番通報する。)</li> <li>②<b>いたずらの場合</b> ①いたずらをした生徒がわからない場合は、全校生徒に事実を伝え、正直に申し出るように訴える。 ②全校集会、学年集会で事の重要性を訴える。</li> </ul>
<b>事故ケガの対応</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発見者は、校長・副校長・生活指導主任に連絡する。</li> <li>②該当生徒にケガ等がある場合は、養護教員に連絡を取り身体の安全確保に努める。 →必要に応じて、救急車(119番)やタクシーなどで病院に搬送。 その他の該当生徒を別室に移し、事情を聞く。</li> <li>③緊急職員打ち合わせで対応協議。→必要に応じて関係諸機関に連絡。</li> <li>④保護者に連絡し、指導の協力を求める。</li> <li>⑤程度により、緊急学年集会、または、全校集会での指導。</li> </ul>
<b>喫煙</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発見者は、該当生徒をそのままエンカレッジルーム等の別室に連れていく。 →生徒指導主任・学年主任に連絡。</li> <li>②学年で指導にあたる。(法律違反など)</li> <li>③<b>保護者に連絡し、指導の協力を求める。(今後の約束をさせ、保護者に引き取ってもらう)</b> ☆ 次の日に登校する際は、保護者と共に登校し、再度喫煙をしないよう約束をさせる。保護者が来て、 生徒と共に指導を受けない限り教室には上げない。</li> <li>④翌日から本人の所持品検査をしばらくする。</li> <li>⑤吸い殻を見つけた場合は、生活指導主任に連絡する。</li> </ul>
<b>自転車通学</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発見者は、自転車を自転車置き場に保管する。 →生活指導主任・学年主任に連絡。</li> <li>②学年で指導にあたる。(登下校時の安全面を強調)</li> <li>③保護者に連絡し、引き取りに来てもらう。(生徒には、直接、返さない。)</li> </ul>
<b>震災時</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急告知放送端末の緊急情報が入ったら、直ちに校長、副校長、生活指導主任の判断で放送を入れる。</li> <li>①<b>実際に地震(火災)が発生した場合、またはその危険性がある場合</b> 通常の訓練通りに避難誘導し、安全を確認する。可能な場合には消火に努める。 地震規模に応じて、揺れが収まったら直ちに校庭に避難をする。 いずれの場合も消防署に連絡をする。(大きな火災の時には119番通報する。)</li> <li>②<b>地震発生なし</b>→『地震情報は解除、安全姿勢を解除します』と、放送し、教育活動に戻る。</li> </ul>
<b>器物破損</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発見者は、校長・副校長・生活指導主任に連絡をする。</li> <li>②目撃者がいないか調査する(状況把握)。 ①<b>加害者が解った場合</b> ・事実確認をした上で別室で指導する。 ・保護者の来校を要請し、校長、副校長の判断による弁償の有無を伝える。</li> <li>②<b>加害者が不明な場合</b> ・目撃者がいないか調査する(学年集会、アンケート) ・生徒に事実を伝え、事の重大さを説き、正直に申し出るように訴える。</li> </ul>
<b>不要物</b>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発見者は、違反物を没収し保管する。 →学年主任、生活指導主任に連絡。</li> <li>②担任または学年教員で指導にあたる。</li> <li>③<b>保護者に連絡し、引き取りに来てもらう。(生徒には、直接、返さない。)</b></li> </ul>

【 緊急時の暗号放送 】

教頭先生、〇〇(場所)にお荷物が△△個(人数)届きました。至急お越しく下さい。